

神山町農業委員会

議 事 録

平成30年9月27日開催

神山町農業委員会議事録

平成30年9月27日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	9番 森本 孝夫	10番 中西 隆子
11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三	13番 田中 久博

・欠席委員 8番 森 昌槻

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（6人）

広野地区 一宮 美行	阿川地区 瀬戸 日出夫
鬼籠野地区 河野 一弥	神領地区 新宅 由行
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志	
下分、左右内、上分地区 上田 一夫	

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、8番森昌槻委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長に挨拶をお願いいたします。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

(町長退席)

局長「ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後1時36分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第1号 農地の転用制限の例外による届出について
- 日程第3 議案第13号 非農地証明願について
- 日程第4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。4番森三千子委員さん、5番武市委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 報告第1号について

議長「報告第1号農地の転用制限の例外による届出書についてを報告します。事務

局より議案書の朗読をお願いします。」

局長 「議案書の3ページをご覧ください。」

(議案の朗読)

議長 「それでは受付番号1番について事務局から説明をお願いします。」

局長 「受付番号1番について説明させていただきます。まず、農地法施行規則第29条第1項第1号において、耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため、又はその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため、2アール未満の農業用施設に供する場合は転用許可を要しないとあります。

本件は申請者●●●●●さんの所有農地である申請地●●●●●●●●●●の面積195㎡の内35㎡を農業用倉庫として利用するもので、転用面積は2アール未満であり、転用許可は不要です。

●●●さんは本日の議案第14号で農地法第3条の規程による許可申請受付番号5番において、譲受人として申請が出ておりますが、●●●さんから農地の取得について相談があった際に、所有農地についての耕作状況を確認したところ、農業用倉庫が建っている農地があると分かりました。そこで、事後ではありますが、届け出を求めました。

8月30日の農地パトロール時に担当の井上委員さんと事務局で農業用倉庫の現地確認と農地法第3条の全部効率利用要件について確認する為の所有農地全筆の現地確認を行いました。届出は平成30年8月31日にあり、現地確認と書類確認の結果、問題がない為、9月3日に届出を受理しました。また、9月3日に工事完了届が提出されております。

議案書の4ページ以降には参考資料を添付しております。8ページには現況写真を添付しております。写真のように既に倉庫が建っております。9ページの事業計画書をご覧ください。申請地を選んだ理由は、申請地が家から近く便利なためです。また倉庫は農業用の資材置場として利用しております。10ページに土地利用計画図、11ページには始末書、12ページには工事完了届を添付しております。

受付番号1番についての説明は以上です。」

議長 「ただいまの説明に関連して、3番井上委員さんから現地確認の結果並びに補足説明をお願いします。」

井上委員 「現地に行きましたところ、農地で無い部分が35㎡の農業用倉庫として使用されています。特に問題は無いと思われれます。現在また、耕作を熱心で、耕作

地も適正に管理できていると思います。」

議長「ありがとうございました。報告第1号、受付番号1番について、質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないので、報告第1号受付番号1番は報告のとおりとさせていただきます。」

6. 議案第13号について

議長「議案第13号非農地証明願についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の13ページ・14ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号9番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が山林となっている9筆、宅地になっている1筆、雑種地になっている1筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

15ページから27ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、28ページに位置図、29ページから34ページに公図を添付しております。●●の●●●●さん宅付近に位置しています。

35ページから38ページには現況写真を添付しております。39ページ40ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林、宅地、雑種地となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

41ページには始末書を添付しています。受付番号9番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「9月14日に役場の阿部さんと現地調査に行きました。●●●●●●●●は、40年ほど前に鶏舎を建てたそうです。自分の土地なので届出をしなければならぬ認識が無かったかかと思われます。あと●●●●から●●●●は以前、家の上の方で作物を作っていました、周囲が山林して耕作できなくなり40年ほど前から山林化したそうです。●●●●●●●●●●につきましては、現在●●●●さんが倉庫、車庫として使用しています。何も問題ないかと思われます。よろしくお願ひ致します。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第13号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第13号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第13号非農地証明願による許可申請について受付番号9番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第14号について

議長「議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の42ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号4番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ畑1筆を売買する案件です。

43ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、44ページに位置図、45ページ47ページに地籍図を添付しております。申請地は●●●●の西側に位置しています。48ページ

49ページは現況写真を添付しております。

50ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は4人で、2人で農作業に従事する予定です。営農計画概要等についてですが、取得した農地で野菜を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

51ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。

52ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機1台、トラック1台で、トラクターを自己資金にてリース予定です。職場から申請地までの通作距離は1kmです。

53ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人180日、妻100日であり、世帯等で耕作に必要な日数200日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、53ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する面積は1,188㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

54ページ55ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「9月14日に現地の方を確認させていただきました。現況きれいに畑として耕作されております。本人●●さんは自動車修理業を営んでおります。ご両親も健在で十分に農業に従事できる環境かと思えます。別に問題ないかと思われます。よろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号5番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●●さんが畑を1筆、購入する案件です。

56ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、57ページに位置図、58ページに公図を添付しております。申請地は●●小学校の北側に位置しています。59ページは現況写真

を添付しております。

60ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は2人で、2人で農作業に従事しています。経営面積は、畑4,227㎡で合計4,227㎡です。営農計画概要等についてですが、花木を栽培し販売しています。取得した農地では日扇を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

61ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項第1号関係、全部効率利用要件についてですが、現在の経営農地は、自作地4,227㎡で、畑として管理されています。所有農地の内、35㎡は農業用倉庫用地として使用されておりますが、先の報告のとおり、届け出をいただいております。

62ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は花木を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機5台トラック1台を所有しています。住所地から申請地までの通作時間は20分で通作距離は6kmです。

63ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人250日、妻100日であり、世帯等で耕作に必要な日数250日を満たしておりますので問題はないと思われまます。続いて、63ページ中段の下限面積要件についてですが、現在耕作している面積は4,227㎡で、今回本件で取得する499㎡を併せて4,726㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えまます。

64ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号5番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「9月14日に役場の阿部さんと現地視察を行いました。場所は●●●●神社の東側と北側にあたりまます。●●さんと私はちょうど同級生で、お母さんが亡くなり、家も売却して、本人も●●県で住んでいますので帰る予定もありません。以前から貸していた、●●●さんに買って頂くということでマッチングしたと思ひまます。何も問題ありません。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号6番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●●さんが畑を3筆、購入する案件です。

65ページから67ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、68ページに位置図、69ページに公図を添付しております。申請地は●●小学校の北側に位置しています。70ページから72ページは現況写真を添付しております。

73ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は3人で、2人で農作業に従事しています。経営面積は、畑3,249㎡で合計3,249㎡です。うち借入地が畑2,167㎡となっています。営農計画概要等についてですが、主にすだちを栽培し販売しています。取得した農地ではすだち、ゆこう、茶、野菜等を栽培し、自家消費分を除く全数を販売します。以下の項目については記載のとおりでございます。

74ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項第1号関係、全部効率利用要件についてですが、現在の経営農地は、自作地1,082㎡で、畑、借入地2,167㎡で樹園地として管理されています。所有農地の内、84㎡は農業用倉庫用地として使用されておりますが、平成26年2月に農地の転用制限の例外による届出をいただいております。

75ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、茶、すだち、ゆこうを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機1台、トラック1台を所有しています。住所地から申請地までの通作時間は5分で通作距離は0.5kmです。

76ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人250日、妻30日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われれます。続いて、76ページ中段の下限面積要件についてですが、現在耕作している面積は3,249㎡で、今回本件で取得する792㎡を併せて4,041㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

77ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号6番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の12番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「●●●さんも以前からその土地を借りて農作業していました。先ほど同じように売買が成立したものでございます。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第14号受付番号4番・5番・6番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号4番・5番・6番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号4番・5番・6番は原案のとおり決しました。」

8. 議案第15号について

議長「議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の78ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号4番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんで、畑を雑種地に転用するものです。

79ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

80ページには位置図、81ページから83ページに地籍図を添付しています。申請地は●●●●で、●●●●の西側に位置しています。

84ページ85ページに現況写真、86ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、申請地より約1km離れた場所で自動車整備業を営んでおり、繁忙期の作業ス

ペースを確保するため自己所有の車両を駐車する場所を探しており、平坦地で国道からの進入も便利な土地が他になかったためです。3の転用計画の概要についてですが、自己所有の車両、機材を使用して整備し、砂利を敷設した後、露天駐車場として使用します。東側農地については議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号5にて議決済みとなっています。排水は雨水のみとなり、土壌に浸透になります。4と5については特にありません。

87ページに土地利用計画平面図、88ページに土地造成計画平面図、89ページに土地造成計画断面図を添付しております。

受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「9月14日に役場の阿部さんと共に現地の方を確認させていただきました。写真でもわかりますように国道のすぐ横のちょっと下がったところで、他に影になる農地等もございませんし、すぐ横に進入路もありまして、迷惑が掛かるところもないかと思われれます。よろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第15号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第15号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号4番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

9. 議案第16号について

議長「議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書90ページをご覧ください。（議案内容を朗読）

議案書の91ページをご覧ください。

（内容について朗読）

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号7番について説明いたします。借人の●●●●さんの現在の経営面積はありません。今回利用権を設定する4筆1, 296㎡では水稻を栽培する予定です。世帯の構成員1名で農業に従事します。年間の農業従事日数は180日です。農機具の所有状況は耕耘機1台、草刈機1台です。

番号8番について説明いたします。借人の●●●●さんの現在の経営面積は4, 876㎡です。今回利用権を設定する2筆950㎡では黄金ヒバを栽培する予定です。世帯の構成員は3名で、内1名が専従、2名が補助者として従事します。年間の農作業従事日数は年間300日です。農機具の所有状況は草刈機2台、動噴1台です。

以上で新規案件について補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。」

議長「ただいま議案第16号について説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

（質疑なしの声）

議長「質疑がないようでありますので、議案第16号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

（異議なしの声）

議長「異議がないので議案第16号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

（閉会時刻 午後2時20分）

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

4 番委員

5 番委員